

# 尻無川河川広場 事業評価書（事務局案）

令和4年1月26日（水）  
 令和3年度 第2回  
 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

資料 2-2

## 事業概要

評価年度	令和元年度 ～ 令和3年度
区域名・事業名	尻無川河川広場 ・ TUGBOAT_TAISHO
占用主体	大正区
事業者	株式会社RETOWN
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大正区の玄関口であり貴重な地域資源である尻無川河川広場において、恒常的な水辺のにぎわいを創出することを目的とする。</li> <li>・ 令和元年1月に TUGBOAT_TAISHO 開業。</li> <li>・ 水上レストランやカフェなど飲食店 17 店舗が営業。</li> <li>・ 舟運事業として、大正を周回するクルーズや道頓堀川を往来するクルーズを土日祝に運行。（コロナの影響による運休あり）</li> <li>・ 祭り等のイベント、ライブ、展示会を複数回開催。</li> </ul>

## 事業評価

賑わい創出	事業者によるイベント等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大正リバーバンケット（令和3年9月）</li> <li>・ タグボート秋祭り（令和3年10月）</li> <li>・ タグボート大正デリバリー</li> <li>・ その他、アートの展示会、洋服の物々交換イベント、音楽ライブ等                      （令和元年度：0件、令和2年度：65件、令和3年度：118件）</li> </ul>
	地域活性化 （地域活性化に資する川を生かしたまちづくりのための利用となっているか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川からの景色や川辺の魅力を感じてもらえるクルーズ（大正周回コース、道頓堀コース）をコロナの影響を見ながら土日祝に運航。</li> <li>・ 地元のファミリー層が来場しやすいイベントを定期的で開催するなど、徐々に地域に定着してきている。</li> </ul>
	水辺の賑わい、集客性 （水辺の賑わいにつながる提案内容となっているか、集客性はあるか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍により集客数が減少したものの、一定の集客があり河川空間に賑わいが創出されている。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【集客数】</b>                      令和元年度：117,885名（1月～3月）                      令和2年度：324,872名（4月～3月）                      令和3年度：161,942名（4月～11月）                      合計：604,699名</p> </div>
	情報発信 （水辺の賑わいのための拠点施設として、連携・ネットワーク等の交流や情報発信は行っているか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ローカルメディアとの連携によりタイムリーな情報発信に努めている。</li> <li>・ 来場者によるSNSへの投稿や、タウン誌に魅力的なスポットとして掲載されている。</li> </ul>

	<p>次年度以降の取組方針 (提案内容の実現性はあるか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未供用であるC棟の建設については令和4年夏頃までに工事着手できるように調整中。</li> <li>・船上ホテルについてはコロナ禍の影響から計画内容の見直しを検討中。</li> <li>・USJまでの定期航路については、令和4年春頃を目処に不定期航路からスタートし、徐々に定期航路を開始できるよう準備中。</li> <li>・事業者からは計画を見直しながら引き続き事業の推進に取り組む意欲が示されており、一定の実現性がある。</li> </ul>
<p>河川管理</p>	<p>周辺との調和 (一般通行の障害、騒音、臭気等について十分に配慮されたか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業開始以降、計11件の苦情があったが、占有者、事業者において適切に対応策を講じている。 苦情の回数：令和元年度：1件、令和2年度：5件、令和3年度：5件 苦情の内容：音楽系のイベント開催時の騒音への苦情(7件)                   エントランスのBGMが深夜にも流れているとの苦情(2件)                   施設出入口の自転車駐輪の苦情(2件)</li> <li>対応状況：●音楽系のイベント開催時の騒音⇒申告者と連絡を取り、謝罪の上、音量を下げる等の対応を実施。                   ●エントランスのBGMが深夜にも流れている⇒店舗スタッフの消し忘れが原因のため、運営スタッフが担当することで管理を一元化し、再発防止に努めている。                   ●施設出入口の自転車駐輪⇒スタッフによる見回りを実施し、所定駐輪場や近隣駐輪場を使用するよう声掛け等を行っている。一般通行の障害には至っていない。</li> <li>イベント時の対応：音楽系のイベント時は必ず施設外の道路で騒音計を使い、必ず騒音基準である65db以下に抑える事をルールとしている。また、スピーカー前でも騒音計を設置し95db以下に抑える事をルールとしている。スピーカーを川側には向けず施設側に向けて、極力防音できるよう努めている。</li> </ul>
	<p>良好な施設の維持管理 (維持管理の不備により施設利用者に危害を及ぼすことは無かったか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃や植栽の維持について清潔で安全な空間の維持管理が行われており、施設利用者に危害を及ぼすことは無かった。</li> <li>・施設内の清掃については毎日行い、備品チェックについては随時実施している。また、必要な修繕を適宜行っている。</li> <li>・植栽は年に4回業者に依頼。雑草抜きや散水は週に3回運営スタッフで実施。</li> </ul>
	<p>利用者の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当審議会の意見も聴きながら、災害時の「安全対策マニュアル」、従業員が災害時にとるべき行動を示した「アクションカード」を策定した。</li> <li>・コロナ禍の影響を考慮して半年に1度、動画による消防訓練、防災訓練を実施している(前回実施：令和3年8月)</li> </ul>
	<p>占用施設の種類の (特区内で認められている占用施設と実際の設置施設が合致しているか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の設置施設は特区内で認められている占用施設に合致している。</li> </ul> <p>&lt;尻無川河川広場で認められている占用施設と実際の設置施設(四角囲み)&gt;  <u>広場</u>、<u>イベント施設</u>、<u>遊歩道</u>、<u>船着場</u>、<u>船舶係留施設</u>、前述に掲げる施設と一体をなす<u>飲食店</u>、<u>売店</u>、<u>オープンカフェ</u>、<u>広告板</u>、<u>照明・音響施設</u>、<u>バーベキュー場</u>、<u>切符売場</u>、<u>案内所</u>、<u>日よけ</u>、<u>船上食事施設</u>、<u>突出看板</u>、その他施設(船上宿泊施設)</p>

取組の総合評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・適切な施設の維持管理、運営、苦情への改善対応により、施設利用者に危害を及ぼすことや周辺との大きなトラブルはなかった。</li><li>・コロナ禍により集客数が減少したが、定期的なイベントや情報発信を行うことで一定の集客があり、水辺の賑わいが創出された。</li><li>・コロナ禍等の影響により、C棟、D棟の開業時期や舟運事業、船上ホテルの計画について見直しの必要が生じたが、事業者からは計画を見直しながら引き続き事業を推進する意欲が示されており、一定の実現性がある。</li></ul>
事業評価（案）	総合的に評価し、 <u>事業継続は妥当</u> 。